

会 議 録

会議の名称	第4回小金井市児童発達支援センター運営協議会		
事務局	福祉保健部自立生活支援課		
開催日時	平成29年3月14日（火） 午前10時から		
開催場所	本庁暫定庁舎1階 第1会議室		
出席者	委員	高橋 智 会長 金子 猛 副会長 川村 祐子 委員 池尻 洋史 委員 横田 涼子 委員 吉岡 博之 委員	渡邊 孝之 委員 吉岡 さやか 委員 永井 秀二 委員 笠井 綾子 委員 欠席2名
	事務局	自立生活支援課長 自立生活支援課主査 自立生活支援課主任 児童発達支援センター長	藤井 知文 吉本 朋史 清水 一樹 中村 悠子
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 平成29年2月までの実績報告 3. 講演会・支援者研修アンケート結果について 4. 職員の処遇改善について 5. 平成28年度第三者評価結果について 6. 業務評価報告書（平成28年度）について 7. 次回開催日程 8. その他 9. 閉会 		

会長 ただいまから第4回児童発達支援センター運営協議会を開催する。
事前に、花岡委員から欠席、笠井委員から遅刻の連絡が入っている。
それでは配付資料の確認を事務局から願います。

事務局 次第、資料1 児童発達支援センターの2月までの実績報告、資料2 講演会と支援者研修アンケートの結果について、資料3 職員の処遇改善について、資料4 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の概要等について、資料5 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の概要、資料6 児童発達支援センターきらりの平成28年度第三者評価（利用者調査）、資料7 福祉サービス第三者評価の結果報告書、資料8 小金井市児童発達支援センターきらり業務評価報告書平成28年度（案）、資料9 平成29年度小金井市児童発達支援センター運営協議会開催日程（予定）資料は以上である。

会長 それでは、次第2、平成29年度までの実績報告について、事務局から説明をお願いします。

センター長 2月までの集計である。実績、相談支援が概ね、月15件から20件の間で合計151件。専門相談が合計401件、電話や問い合わせや相談を受けた件数が合計356件である。児童発達支援は22名在籍である。放課後デイサービスは転居等出入りがあったが、現在50人在籍である。保育所等訪問は4件、5回園に行った。親子通園は現在38人が利用している。外来訓練は91人からスタートしたが、現在130人の在籍となっている。

委員 一般相談は、少し減少傾向だが、一方で専門相談と電話での相談の件数は増加傾向であり、これはどういった理由があるか。

センター長 まず初めにお電話いただいているので、それを含めて全部カウントしているからだと思う。一般相談は学校、幼稚園が決まる時期にピークがくる。その後専門相談に月1回または2カ月に1回とつながっていくケースになり、この件数となっている。

委員 放課後デイサービスについて、この50人というのはメンバーが50人ということか。

センター長 はい。

委員 その50人のメンバーは毎日来てもよい、それとも1週間に1回と決まっているのか。

センター長 週1回のご利用である。民間では色々な放課後デイがあるが、きらりは週1回である。

委員 それで概ね月～金で50人。

センター長 はい。

委員 概ね1日7～8人の利用ということか。

センター長 はい。10人全員のときもあるが、風邪、インフルエンザが流行ると減るということはある。

委員 専門相談の中に計画相談等も含まれるということだが、計画相談に関して、今後対応する人員の補充等の予定はあるか。

センター長 相談支援専門委員という資格が必要で、募集してもなかなか集まらないということがあり、職員の中で資格を取り、分担して何とか対応できるようにしたいと考えている。

委員 きらりで計画相談を希望している方にとって、その環境が整うとありがたいのでは。

センター長 通常に対応可能な人数を大幅に超えて対応しているので、なかなか手が回っていかないというのが現状である。

会長 相談支援の実績の中で、家庭でも学校でも結構だが、中学校年齢の方ほどの程度の割合になるのか。

センター長 高校生はいない。中学生も少ない。やはり小学生が一番多く、そのなかでも幼児が一番多い。

会長 実は2月に教育委員会の要請を受けて、巡回指導を担当した。その際市内の小中学校にてきらりを紹介したところ、まだ「きらりって何ですか」という反応があり驚いた。異動があり、長くいるわけではないので知らない

ということもあるかもしれないが、やはり、実際には困っている方はたくさんいる。そのところを何とかしないといけないのではないかと感じた。

センター長 やはりどうしても幼児が中心になっている感覚は否めない。小学校に関しては、少しずつではあるがつながってきたと思うが、中高はまだである。それから、やはり中学生の相談を受けても、そこから先の展開が難しい。つなげていくサービス等がないので。保護者のお気持ちを聞くだけではやはり次につながらないため、課題であると認識している。

会長 そこは実はすごく課題であるだろう。例えば相談をしてもそこから先につながっていかない。実は、今月だけでも中学生の相談を3件受けた。結局はたどり着く先が見つからず相談に来る。中高生の支援をどういうふうに充実していくのかというところがやはり1つ課題である。

センター長 小学校の高学年で少しつまずいて不登校になった場合、学校、教育相談所以降の展開がうまくできずにほんとうに困っているケースが多い。そこで、きらりに来ていただいて、やはり同じように言われても、結局はそこから先にどうしても資源が少ないということがあり、きらりとしても話を聞くだけになってしまうケースが多い。

会長 それでもまだ話を聞いてもらうだけでも、とにかくどこかでつながっていることがあればいいが、そのつながり先すら見つからなくて困っているという人がやはりいる。不登校になってしまい行き場所がないという方々の対応というか、支援をどうすべきなのかというところがほんとうに緊急の課題になっているということは実感としてあるので、是非これは何か対応をお願いしたい。

自立生活支援課長 現在、市では30年4月から6年間の保健福祉総合計画の策定を行っている。前段として市民アンケートを今集計しているが、速報値として、いわゆる障害者手帳をお持ちの方全員に送ったアンケートの中で、きらりを知っていますかという設問に対し、知らないと答えた人が約6割いた。このため、周知に関しては会長のおっしゃるとおり喫緊の課題であると考えている。

会長 もともときらりはなるべく早期に対応して、課題を後に持ち越さないということで、とにかく就学前、小学校年齢というところに厚みを持たせたと

いう事情があるが、残された課題はやはり中高生年齢まで来ていたということで、これはきりりだけでなく、自立支援協議会などとも議論する必要があると思うのでよろしくお願ひしたい。

会長 続いて、次第3の講演会・支援者研修アンケートについて、事務局から説明をお願ひする。

事務局 資料2をご覧いただきたい。これは昨年11月に行った講演会及び12月に行った支援者研修会のアンケート結果を一部抜粋して掲載している。

会長 何かご意見等あるか。

会長 2回とも対象は一般市民か。

事務局 1回目は一般市民で、在住、在勤、在学としている。2回目は、市内の支援者の方で、幼稚園、保育園、小学校、学童の先生方である。

会長 小学校は全校に案内しているか。

事務局 はい。

センター長 内容が幼児向けということもあり、どうしても参加される方が保育園、幼稚園の先生が多くなる。学齡児関係の内容も来年度は考えているが、学校の先生はお忙しいということもあり、また、専門家でもあるので、どのように取り込めるのかという課題はある。一応来年度の支援者研修は学齡児に焦点を当てたいと考えている。

会長 学校とつながっていくためにも、学校の先生方にも参加していただけるようなものを実施していただけるとよい。

センター長 来ていただけるとありがたい。

会長 評価は非常に高く、それぞれの研修会は満足度が高いと思うので、参加者の間口を広げていただきたい。

会長 次に、次第4障害者福祉サービス等報酬改定について、事務局から説明をお願ひする。

事務局 資料3をごらんいただきたい。現在、きらりの運営については、指定管理者である社会福祉法人雲柱社様にお願いしているが、この雲柱社がきらりを運営する上で必要な費用については、3つの収入から成り立っている。1つは市からの指定管理委託料、2つ目が利用者様から頂戴している利用者負担金、3つ目が国民健康保険連合会を介して支払われている給付費である。この国民健康保険連合会、通称国保連と呼ぶが、この国保連からの給付費については、厚生労働省が設定している報酬算定単位に1ヵ月の総サービス利用回数に乗じて算出する。東京都から指定を受けて障害福祉サービスを提供している事業所は民間も含め、全てこれを収入としている。

今般、障害福祉に従事する人材について、さらなる処遇改善に取り組むべく、競合する他産業との賃金差を解消するという観点から、昨年8月2日に、「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「介護保険制度のもとで、介護人材の処遇についてはキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を平成29年度から実施する。障害福祉人材の処遇についても、介護人材と同様の考え方に立って対応する」ということが閣議決定された。政府においては平成29年度に臨時に障害福祉サービスの報酬算定単位の改定を行う対応となった。資料4及び5をご覧ください。これは今回の改定の概要である。簡潔に内容を説明すると、事業所を運営する法人の自助努力により職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを設けた事業所に対しては、報酬の算定単位を上乗せすることが可能となるというものである。単位が増えるということは、すなわち、国保連からもらう給付費の金額が増額となり、従業員の方への処遇の改善になるものである。今回の単位増については、職員の給与に反映させるという性質のもので、単にそのまま収益となるものではない。また、この給付費については、利用者負担金にも影響があり、資料3の3番のとおり、利用者負担金は給付費収入の10%と決まっている。そのため、給付費の総額が増えるということは連動して利用者負担金の額も増額されるということになる。利用者負担金については、世帯の所得に応じて上限月額が設定されているので、増額になる方とならない方がいるが、具体的には、3万7,200円の世帯で最大1ヵ月1,000円程度上がると予想される。また放課後等デイサービスでは3万7,200円の世帯及び4,600円の世帯が月100円程度上がることが予想される。きらりを運営している社会福祉法人雲柱社ではキャリアアップの仕組みを構築することができるということで、今回、東京都への申請を行うことができないかという相談をいただいている。昨今、障害福祉分野においても人材の確保は非常に課題となっており、きらりとしても対応していきたいと考えているが、東京都に

申請を行うに当たっては利用者負担金の影響等もあるため、まずは運営協議会にお諮りし、ご検討いただきたく本日ご提案させていただきました。

会長 まずはご意見、ご質問等をお願いする。

委員 単純な質問だが、10%上がるということか。というのは、10%をもし上げるとすれば、負担金も10%上がるのが何となく単純な考え方だが、そこはなぜ3万7,200円は1,000円で済み、4,600円が100円で済むのかというのがわかりづらいので、それを教えていただきたい。

事務局 説明がわかりづらく大変申しわけない。まず、10%というのは利用者負担金を算出する上での割合である。上がる金額は、資料3の3利用者負担金の計算の太字になっている報酬算定単位という箇所の増により、相対的に上がっていくということである。具体的には、22日間利用した想定で上限が37,200円の世帯が月1,000円程度である。しかし、上限が4,600円の世帯が月に22日間きらりを使った場合は上がらない。既に4,600円の上限を超えているのでそれ以上に請求されることはないということである。逆に、放課後デイサービスは上限が3万7,200円の世帯、4,600円の世帯共に月100円程度上がる。なぜかという、放課後デイサービスの月額の利用料は皆様概ね2,000円程度であり、上限に達していないので、上がるということである。

委員 給食費の方にも絡んでくるのか。

事務局 給食費は特に変動はない。

委員 基本となる利用料がそのまま上がるというだけか。

事務局 はい。

会長 指定管理委託料、利用者負担金と、給付費の大まかな金額は今わかるか。

事務局 指定管理委託料は当初予算額が95,080千円である。給付費は概ね60,000千円程度。利用者負担金はすぐにはお示しできない。

センター長 総額で160,000千円程度。

会長 それぐらいということか。

事務局 指定管理前は160,000千円程度の予算できらりを運営していた。申し訳ないが本日は予算資料を持参していないので、正確な金額がお答えできない。ただし、利用者負担金のほうが給付費より少ないことは確かである。

会長 了解した。その上で、今度、職員の給与を市として上げるという場合、現在市から支払われているもののみでやっていくと考えているのか、あるいは雲柱社全体の経営の中で、いろいろなやりくりをしながらやっていくと考えているのか、それはどういう判断なのか。

センター長 基本的にはその事業、事業で完結するという予算の組み立てをしている。今の段階では5年、10年のシミュレーションの中で、5年は今の形で維持できるだろうと考えている。やはり、人件費はどんどん上がっていくが、ある程度は許容範囲と考えている。法人本部では今、給料改定を行っていて、それは指定管理でも10年たつと赤字に転じているところがあるため持続可能な形態に改定を行っている。ところが、やはりそれに伴い職員が集まらないという事態が出てきている。保育園などは大きく上げていて、同じ法人内で給料が違ってきている。いわゆる処遇改善のためにお金がおりに来ているが、職員の給料がよくても集まらないという保育園もある。ただ、障がいの分野は割と意識高く、給料どうこうではなくて来ていただける方がいるのも事実である。

しかし、このままの給料では生活していけないと言われてしまうという現状もある。そのため、今回は処遇改善も踏まえてキャリアアップをしていきたいというのがご提案である。

会長 もう1点。職員の給料を上げて、恒常的に働いてもらえる職員を雇っていくという方針は非常によくわかったが、本日提出された資料だけではどのように具体的に給料改定をしながら職員の確保を図っていくのかというところが見えないというか、そこまで我々が踏み込んで議論してもいいのかという疑問がある。というのは、指定管理というのはどこまでの範囲のところ議論をすべき問題なのかどうなのか、その辺の枠組みがまだ見えていない。雲柱社の経営の理念とか方針などにいろいろと絡んでくるので、その辺の資料であったり、具体的な計画とかいうのはさらに示していただけるのか。

事務局 雲柱社の内部の人材育成プラン等の提出はできるか。

センター長 そういった資料を都へ提出しなければ今回の報酬算定加算は認定されない
ので、お示しすることはできる。今すぐという訳にはいかないが。

事務局 資料として運営協議会へお示しすることは可能である。

センター長 研修の充実、評価など様々なものが組み込まれてくる。今までも処遇改善
として一部加算はとっていたが、それはあくまでも昇給分というような形
でやっていた。しかし、国において完全にプラスアルファつけるという形
となったため、取り入れたいと考えている。

会長 非常に矛盾のある言い方かもしれないが、運営協議会の立場としてはなる
べく利用者負担は出したくない。しかし、良い職員は来てほしい。雲柱社
はかなり経営規模も大きく、いろいろな事業を展開しているので、体力的
に余裕があるのならば賃金も上げていただきたいし、それは雲柱社の経営
努力でやっていただきたい、というのが非常に虫のいい話でいうとそう
なる。しかし、そうばかりも言っていられないということで、具体的にどの
ようなプランで、どうしていこうとするのかということを示していただく
必要があるのではないか。それでどうしても利用者負担が出てしまうとい
うことについてのご説明をいただきたいと考えるが。

センター長 制度上保育園などと仕組みが異なり、障がい福祉はなぜか利用者負担に反
映させている。障がい福祉だけは利用者の1割負担に反映してしまうの
で、そこが今回問題になるとのだと考えている。

会長 市から何か補填するという方法はないか。

事務局 指定管理委託は5年間契約であるため、5年間同額の予算で組まれてい
る。これは議会で5年間同額の予算として諮っているもので、それ以上に指
定管理委託料を増やすということとはできない。また、障害福祉サービス特
有の給付費という考え方については、きらりに限らず民間の事業者もこの
キャリアアップの報酬改定について構築できる場合、平成29年度から利
用者負担金が上がっていく可能性はあるということも踏まえて今回ご提
案させていただいている。きらりを立ち上げた当初の報酬算定単位の設定
をそのまま現在も継続しているというのが現状であるが、報酬算定の単位
については、毎年見直されていて、いろいろな加算が増えたり減ったりし

ている。その中でなるべく利用者負担については、市としても増額しないように一定でここまで来させていただいたが、今回はかなり大きい改定があったためご提案させていただいた。

会長 これだけではほんとうに粗々の説明だったので、なかなか議論がしにくいのではないかと。次回、資料を出していただくためにも、様々なご質問等出していただけると、事務局としても資料等準備しやすいと思うが。

委員 違う視点からの質問だが、適用される職種とそうでない職種があると思うが、かえってこれを導入することにより、雲柱社の負担が増えるということはあるのか。

センター長 はい。やはりみんなで支えてやっているという観点から、実際には調理員や事務員へも処遇を改善していく方針である。

会長 この文章の中にある他の民間事業所との間で処遇に差が出ないようにというところは具体的にどういうことか。

事務局 例えば他の民間を含めた障害福祉サービス事業所においても、今回の申請を行うことによって給与増になるところも出てくるため、その部分で差が生じないようにという意味である。

会長 今までも何かそういった傾向はあるのか。

センター長 やはり社会福祉法人であるため、ある一定の給与水準は保たれていると考えている。しかし、ある程度の人材を確保していこうということであれば、それなりの処遇をしなければならないし、なおかつそれが社会福祉法人の責任であると考えている。

会長 5年間変更できないというのは2015からということか。

事務局 指定管理委託の開始から起算するため、2016年からである。

会長 今しばらくは何も変更なしということか。

事務局 はい。

副会長 この場にいらっしゃる利用者の立場からご意見はあるか。

委員 実際ニュース等でしか知らない知識だが、保育士さんなどはお給料が安いと聞いているが、大変な仕事だと思うので、それなりに見合ったものももらえたほうがいいと思うが、きらりの職員は常勤ではなく単発で来ているのか。

センター長 専門職は。

委員 専門職の方たちの生活は大丈夫なのか。ほかの曜日は別のところで仕事をして、自分のキャリアを上げたりしているのか。実際仕事の仕方として、ここはキャリアをアップするという意味ではいいことでもあるけれども、不安定であったりもするのかなど。

センター長 専門職の方は仕事の選び方が違う。常勤職員として法人の職員になること比べ、自身の技能を売りにしている専門職は単価がかなり高い。ただし、身分の保証はない。しかし、それは自分で選べる。週に2日間でいい人もいれば、5日間の人もいて、現実的にはどこの事業所もなかなか常勤で採用できていない状況ではあると思う。

事務局 きらりには保育士さんも多数在籍している。

センター長 通園や放課後の職員はいわゆる保育士や社会福祉士が多く、そのかわり何でもやる。専門職とは業務内容がかなり異なっている。

委員 専門職の方もこの加算になるのか。

センター長 専門職はならない。

委員 常勤の方のみ上がるのか。

センター長 はい。

委員 なるほど。あともう1点。以前検討した外来訓練の件について。急なお休みなどで稼働率が低くなるという件について、やはり今回も2月の実績報告を見ると概ね75%ぐらいであるので、そこで浮いたお金を何とか回すことはできないのか。

センター長 専門職にはその分の給与も支払っている。それは、急に他の利用者に電話して、空いた枠に来ないかということは難しいうえに、事業の性質上合わないと考えているからである。放課後も高い利用率でなければ事業としての採算は合わないが、事業の考え方からも、休むからといってそこにいろいろな人がランダムに来るといった性質のものではないと考えている。利用実績は概ね80%ぐらいを目標にしているが、なかなか難しい。

委員 私は外来訓練を利用しているが、先ほど1ヵ月に1,000円程度上がると言われたとき、実際、きらり以外で訓練を受けた場合は20,000円程度掛かると聞いていたので、そこから比べれば1,000円程度であればしょうがないと個人的には受けとめた。しかし、今、会長から運営委員会としてはサービスを受ける側にできるだけ低い負担をとという話もあったので、何かよい方法はないのかと思うが。

センター長 外来は対象にならない。あくまでも法内3事業である。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援である。

事務局 外来訓練と親子通園事業は市の独自事業なので、こういった給付費といった考え方はないので一切変動しない。

自立生活支援課長 市としても月額100円程度、あるいは1,000円程度という負担増が決してわずかであるとか安いといった考えを持っているわけではない。我々も断腸の思いで今回ご提案させていただいている。この処遇改善の申請するタイミングが4月初めということで急遽ご提案させていただいた。障害者福祉サービスの給付費と利用者負担金の関係について、制度上の趣旨もご理解いただき、可能であれば本日ご了解をいただきたい。ただ、条件つきとしてはではないが、利用者負担金が増えることについてはしっかりとご利用者様にご説明するという方向ことをご了解をいただけないかというお願いである。

委員 利用者として、上限が37,200円の方もいるということで、上限が4,600円の世帯とその差があまりにも大きく、申しわけないと思うぐらいである。しかし、上限37,200円の方も、きらりの先生方がこれだけしてくださっているから仕方がないかなという方もいる。この件については、きらりに通っている方に1度センター長がじっくりと話をさせていただければご理解は得られるのではないかと私個人は思う。それだけ先生方が

すごくやってくださっていて、私たち保護者もそれはよくわかっている。ただ、説明があやふやであったり、いい加減であったりする場合は、やはり単純に上がるというだけでは納得がいかない。こういう状態で、なぜ上がるか、それは先生方のためだということをしっかりこちらが理解できるような説明をしてくだされれば、それほど問題にならないのではないかと個人は思う。

あと追加で、指定者管理の件について、5年間予算が同額という話だが、5年後はもう1度見直して、市が増額するということは可能なのか。

事務局 実際、指定管理の契約自体が5年であるので、5年後には予算等含めて改めて積算するという形で見直すことになると考えている。

委員 市もきらりの運営に全く携わっていないというわけではないと思うので、どういった状態で運営されているかというのはよくわかっていると思う。先生方の給料にも反映されるであろうし、その辺を踏まえて考えてほしい。

会長 あと利用者の代表の方々からもご意見をいただいて、一定の方向性を出したいと思うが、もしご意見あれば。

委員 うち上限4,600円で、子ども2人がきらりを利用している。実際、きらりだけではなく、他の放課後等デイサービスなども利用して、トータルで上限4,600円を超えていて、それ以上は掛からない。これはほんとうにありがたいな、激安だなと考えている。民間の単発の訓練を受けていたら、1カ所で月2~3万かかるので、それを考えればほんとうにありがたい。上がること自体はそれぞれのご家庭の事情もあると思うが、許容範囲なのではないか。

委員 利用者負担金は世帯の所得に応じて区切られているということだが、その計算というのはそれがベストな状態と考えられているのか。

事務局 負担上限月額については法定されたもので、特に市が設定したものではない。また、世帯の所得の計算は、わかりやすく言えば課税標準額に基づいて割り振っていくという形で、全国統一的な取り扱いとなっている。

委員 私も同じように、そこまで負担は大きくないと思うのだが、うちは外来のみの利用であったため、外来以外の方がどのように職員の方にお世話にな

っているかというのはわからない。しかし、外来を使っているだけでも先程言われたようにすごく安いなどは思う。また、先程言われたように、負担を利用者に求めるということであれば、説明はしっかりとするのは当然であるし、何より実際に職員の方がきめ細やかに手厚くやっているということが示されることが一番重要かなと思うが、この間、業務評価できらりに行った際、見ていてすごく一生懸命やったださっているなど感じている。私個人的にもそう思うし、他の利用者の皆様もそう思っただけるようなお仕事をされているので、しっかりと説明すればそんなに利用者負担が大きいかなどは思わない。

副会長 8月の閣議決定の趣旨を考えると、皆さんおそらくそこについては同意されるのかなと思うので、それを円滑に進めていくための丁寧な説明であるとかそういったところでご努力いただければいいのかなと思う。

会長 運営協議会は現在利用している人のためだけではなく、将来的ないろいろなことを考えつつ、立場としてはできるだけ利用者の立場に立ちながら、公正・公平な運営ができるよう課題を解消していく機能を持っているので、事業者や行政に対しては厳しい目で見えていくという立場の必要性もある。ただし、今まででたご意見を総合すると、きらりは頑張っているし、それからそこによい人材が集まらなければきらりをうまく運営できないであろうし、今後もそれを継続していくために、ある意味でやむを得ないことではないのかということである。ただ、やはりきらりと利用者負担を求めるだけでは不十分である。当然、本来は市の責務として、予算的な問題等も含めて改めてきらりの継続のために、やらなければいけないことを考えていただくということを前提としながら、皆さんの合意としては基本的に提案された中身で了承しますということで、意見をまとめさせていただいてよろしいか。

委員 異議なし。

会長 それでは、支障なく申請業務ができる形で進めていただくということで了解とする。

会長 それでは、次第5、平成28年度第三者評価結果について、まず事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 まず、資料6及び資料7をごらんいただきたい。資料6は今年度実施した

東京都福祉サービス第三者評価の結果である。児童発達支援事業、放課後等デイサービス、親子通園事業及び外来訓練事業の利用者アンケート調査並びに職員調査である。資料7は資料6の内容を含めた報告書である。3ページから8ページまでが児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業のアンケート結果であり、資料6と同一の内容である。外来訓練事業と親子通園事業は、市の独自サービスということで、第三者評価機関に評価基準がないため本報告書には掲載されていない。次に資料7の9ページから20ページまでが組織マネジメントについて、そして21ページから31ページまでがサービスの提供や実施項目についての評価と講評が掲載されている。32ページからはきりが特に力を入れている取り組みと、全体の講評ということで、特によいと思う点、さらなる改善が望まれる点について評価機関からの評価が記載されている。なお、本資料の評価項目や質問項目については、全て東京都福祉サービス評価推進機構が設定したものであり、東京都内の障害福祉サービス事業を評価する共通項目である。また、本結果については、東京都福祉サービス第三者評価というホームページがあり、そこに掲載されているので、どなたでもホームページ上で確認することが可能となっている。

会長 ページ数が多いので、あまり時間もかけられないが、内容について見ていきたい。評価が「いいえ」となっているところを少しポイントにしながら見ていただければと思うが、何かご質問等あるか。

事務局 なお、資料6の表紙の裏に総合的な満足度というページがあり、こちらは各事業の総合的な資料となっている。

会長 外部の苦情窓口に相談できることが伝えられていますかについて「いいえ」がついているが。

センター長 これは法人内のどこの事業所でもそうだが、重要事項説明書や契約書には書いてある。ご説明はしているが、どこの事業所も必ず聞いていないと言われてしまう。玄関にも掲示している。なかなか浸透していかないというのが現実である。

会長 ちなみに、窓口はどこなのか。

センター長 法人において第三者委員を苦情窓口として設置している。職員内の責任者は私である。

会長 6ページからは放課後等デイサービスだが、ここも同じように外部の苦情窓口が知られていないと出ている。9ページ以降、20ページまでが組織マネジメントというところである。21ページからがサービス提供に関するもの。

センター長 補足で、第三者評価機関を請け負っている事業者はたくさんあるため、当法人では2年毎に替えている。様々な事業所に多角的に見てもらおうということで、概ね2年程度の周期で。

会長 それは障がい福祉関連の事業所ということか。

センター長 はい。

会長 センター長から見て、内容的に特に気になった評価はあるか。

センター長 マニュアル化ということが非常に言われていて、そこはなかなか追いついていないなというのは感じている。

会長 何のマニュアル化か。

センター長 業務のマニュアル。しかしマニュアルだけでいいのかということもあるので。

会長 そこはなかなか難しいところである。

センター長 あと、やはり狭いのでどうしても子どもたちの活動が制限されていることもあるのではと感じた。

会長 最後の33ページに全体の評価の講評があるが、よいと思うところと改善が望まれる点があり、特によい点が3点、改善点が3点出されている。改善点では年度事業計画の策定と職員の主体的な参画が期待されますということだが、ここは何か大きな問題や課題があるか。

センター長 職員の育成計画を考えていて、非常に課題としているところであるので、そこには力を入れていかなければいけないと考えている。

会長 2番目が先ほど出た業務のマニュアル化。

センター長 はい。

会長 具体的にどういったところが課題なのか。

センター長 具体的には、多様な事業を行っている関係で、取り組みがばらばらであり、そこを一体化するために職員会などを設けていく必要があるということである。事業が異なることで、共通化が図れていない。今は、それぞれがそれぞれの事業で手一杯というところがあり、ケース会議なども、もう少し全体化すればいいのではと思うときもある。そうするともう少し底上げできるのかなど。ただ、支援計画についても書式から悩んでいたりと、どうすれば保護者に納得していただけて、伝わる表現ができるのかなということも課題である。

会長 3番目の意見・要望のところ、給食費の負担額、利用料の支払い方法についてということが今回も出てきている。

センター長 給食費についてはやはり幾つかのハードルがあるので、実施できていない。しかし、利用者からすれば高過ぎだと思うので、そこは是非改善に取り組んでいただきたいと思う。

会長 利用料の支払方法もこの協議会で何度か出てきているが。

事務局 指定管理に変わってから、支払い方法が引き落としも可能となったのだが、引き落としはどうしても手数料が掛かる。しかし、直接、引落とし、振込みの3つから選べるようにはなっている。

会長 取り組みの中身自体は高く評価されているということで、それは大きな強みであると思う。他に特段ご意見がなければ、第三者評価のところはこれで終わらせていただく。

会長 続いて、次第6、事業評価報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは資料8をごらんいただきたい。これは、毎年度作成している運営協議会委員の評価結果を掲載した報告書である。昨年の12月にきりりへお越しいただいた際にご記入いただいた内容を取りまとめている。まず見

開は目次と運営協議会の目的ということで、内容については前年度から特に大きな変更はない。続いて、3ページ、4ページ、こちらは本年度の運営協議会の協議内容を記載している。第4回の内容は直前まで修正があり、少し違っているため、後日修正させていただく。5ページ、6ページも特に大きく変更点はないが、評価する事業、方法等を掲載している。続いて、7ページから今委員による評価で、まず児童発達支援事業から掲載している。評価理由は原文のまま全て打ち込んでいるため、表現について指摘があれば修正したい。同じく9ページから放課後等デイサービス、13ページから外来訓練、16ページから親子通園である。最後に18ページから課題の整理として、前期に利用者アンケートから課題として抽出したものについて、今期の現在の進捗について整理させていただいた。進捗状況の定義は下の4つであるが、拡充、充実、継続、検討という4段階で評価をしており、例えばサービスの向上であれば、関係機関との連携の評価というところでは、既存の枠組みの拡充を行いながら、継続していきたいというところで、拡充とさせていただいた。

また、最後に総括ということで、今回の評価内容をまとめながら、28年度の総括を掲載させていただいている。21ページからは参考資料として、運営協議会の規則、委員名簿、研修会の実績を掲載している。本日、内容等修正点をご指摘いただき、先ほどの資料7第三者評価の評価結果報告書もあわせて確定という形で、ホームページに掲載していきたいと考えている。

会長 6ページ以降の評価について、表現等を含めて評価理由が適切かどうか見ていただきたい。

会長 13ページの外来訓練について、この表現についてはどうか。

センター長 どの場面を見たのかがわからないのでなんとも。

会長 保護者が嫌な思いをしないか、そこが少し気になったが、確かにこのときには表情がうまく出ていなかったということはあるかもしれないが。

事務局 「楽しいのかわからなかった」という表現にさせていただいたほうがよろしいか。

会長 そのほうがまだ。

事務局 一部削除させていただくということによろしいか

会長 書いた委員がよろしければ。

委員 おそらく書いたのは私だが、言われてみれば、表現が保護者の方に不安を与えてしまう可能性はあるなと思った。これからもっとうまく発達が進み、きらりの訓練にも慣れていけばいいなという見守りの意味で書いたものである。決して意地悪な意味で書いたものではない。

会長 そういったニュアンスが伝わる内容に修正するようご相談させていただいてもよろしいか。

事務局 その意図が伝わるように少々修正させていただく。

委員 どの理由がどの評価に当てはまるかが見づらいなのというのが正直な感想であるがいかがか。

事務局 表記方法を改めさせていただく。

センター長 第三者評価の見学とは異なり、皆様に実態を見ていただくことでこのような評価になるのだと、ありがたく思っている。現場を見ていただくのが一番であると考えている。

会長 それでは、一度修正していただいて、委員の皆さんには確認をしていただくということによいか。

事務局 はい。もう1点、8番の働きやすい現場となっているかというところの評価理由の2点目、「最初の設計ミスのため仕方がないが」という記載だが、設計自体にミスはなく、施設と事業計画がなかなか噛み合っていない部分があるということが理由であるため、少々修正させていただけないか。

委員 先生方がすごく大変だということをお聞きしたので、何とか改善してほしいなという思いで書いた。認識が誤っていたので、修正していただいてよい。内容としては、先生方が短時間の間に教材を持って上がってというのを繰り返して、それは片づけが決まった場所に戻すという形をとっているためと聞いたので、それは最初にある程度考慮すべきだったのではとすごく感じた。今後の課題としていただければと思う。

副会長 この「十分である」、「やや十分である」、「どちらともいえない」という評価基準について、「やや十分である」という言い方に違和感を感じる。「やや」は少し否定的な意味合いが入っているので、例えば「概ね十分である」といったような言い方でホームページにアップした方が良いのではないか。

事務局 修正は可能だが、いかがか。

会長 同じような意味ではあるのでよろしいのではないか。

事務局 承知した。では、概ねに修正させていただく。

副会長 あと中身について、どの事業も事故のないように配慮されているかという項目があり、施設自体は新しい施設であり、いろいろなことを考え抜かれた設計になっているというところで、どの項目も割といい、事故がないという評価が出されているかとは思いますが、私が見学の際に少々気になったのは、児童発達支援事業である。これから近くの公園に出かけるという話だったが、特に大きな事故が起きると想定すると、外に出たときなのではないかと思う。施設の中であれば、ある程度想定された中でスタッフも充実しているが、外出についてはどういう場所にどういう目的でどういう体制で出かけてくるのかというところが十分に施設として把握したうえで出かけていくってところが大事なのではないかと思った。例えば、交通事故の心配や、あるいは最近、不審者が多い。そういったところでもし何かあったときにすぐに対応できる体制が組まれているというところが大事ではないか。参考までに本校でいうと、特に特別支援学校はどこでもそうだが、校外に歩行に行く日は必ず用紙を提出させて、今ここで、どういう体制で、どのクラスがどういう目的で行っているというのが常に明らかになっており、何か一報が入った際にはすぐに対応でき、あるいは外出前に人員体制についても管理者側は承認した上で出かけるといった体制をとっている。出かける際そういった点が不明確な部分があったので、今後はそういったところも押さえていただけると、大きな事故を未然に防げるかなと思った。

センター長 基本的に外出については、事務所へ行き先、人員体制については必ず報告を入れるようにはしている。また、携帯を必ず持って出かけている。人員体制についてもわりと余裕をもたせてはいる。

副会長 そのあたり、きちんと把握されているということでしたらよろしいかと思う。

センター長 必ず事前に報告するようにはなっている。

副会長 例えば市から不審者情報が入ったときに、すぐに連絡ができるような体制であればよいだろう。利用者の立場からすると、すばらしい中身とともに事故が起きない安全な状況であるということが安心につながると思うので。

センター長 はい、ありがとうございます。

会長 それでは、16ページの親子通園事業の方はいかがか。

センター長 狭いという意見があるが、これは活動に応じて多目的室を区切って使っているためである。静と動で分けている。ずっと区切った部屋のみでやっていると思われたので、狭いと感じられたのではないかと思う。

会長 あと4番の「清潔に保たれているか」ではなく、これは5番の「事故のないように配慮されているか」への意見ということで修正をお願いしたい。

事務局 8番の設計に関することも先程と同様に修正させていただく。

会長 18ページのその他（自由意見）も、発達障害に関する認識の低い方がいるという表現も修正をお願いしたい。

委員 はい、修正していただいてよい。

会長 次に5の課題の整理及び6の総括についても見ていただきたい。拡充というところでは、関係機関との連携、発信力の強化、待機者への支援というところがやはり次の重点項目になるのかなということが事務局からの提案である。それから6の総括について、今年度から指定管理になったということや、第三者評価の受審など新しく始まったことが記載されている。私としては、教育委員会との連携が始まったので、それをぜひプラス面に入れていただくといいのかなと思う。関係機関の中でもやっぱり教育委員会との連携がポイントであると思うので。

委員 5の課題の整理について、新規事業の導入の中で未実施事業の実施が載っているが、こんなに事業が多いのにまだ未実施の事業があるのか。

事務局 当初の事業計画だと、児童の一時預かり事業というものが想定されていたが、現在実施できていない状況である。基本的にはハード面で部屋が足りない。そのため、現時点では検討とさせていただいた。

センター長 様々なニーズが沢山ある。部屋があればもっといろいろなことが考えられるようになると思う。

会長 それでは今、ご指摘いただいたことを入れ込みながら、修正していただきたい。

最後に次第7、次回開催日程に移る。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料9をご覧いただきたい。平成29年度小金井市児童発達支援センター運営協議会開催日程（予定）である。第2期の運営協議会も折り返しとなるが、平成29年度も今年度と同じく全4回を予定している。日程についてはあくまで予定ということで設定させていただいた。ご検討いただきたい。

会長 日程については大丈夫である。1点だけ戻るが、1年間の事業の推計がわかるので、報告書の中に実績報告書を資料として掲載していただきたい。端的に実績がわかり、経年的に追っていけるのではないかと思うので。

事務局 承知した。参考資料ということで併せて掲載する。

会長 それでは、次第8のその他に移る。本日の議題以外に議論したい事項はあるか。

委員 この前、保健センターに行く用事があった、一番最初に話したポスターを実際見てきたが、A1の大きいポスターかなと思っていたらすごく小さくて、張られている場所も保健センターの場所柄、たくさんいろいろなポスターが張っており、正直埋まってしまっていて、探さないとわからない状態だった。予算のこともあるので一概には言えないが、もう少し大きいポスターにするとか、張る場所を増やすといった事をしなければせっかく作成しても埋もれてしまってもったいないと感じた。きらりを知ってい

ただくということにもつながってくるので、もう少し検討していただきたい。

会長 絵柄的にはいかがか。

委員 すごく素敵である。それなので、すごくもったいないなと感じた。

委員 元々、ひろばに遊びに来ているお母さんが目に留まるところに貼るということで、その1枚しか今張っていなかったと思うが。

センター長 はい。

委員 いろいろ事情があると思うのが、せっかく作ったのでその辺も含めて全体的に検討されたほうがいいかなというのはすごく感じた。

事務局 承知した。ポスター等含めて、周知については、29年度はもう少し力を入れていきたい。

会長 せっかくなので、よろしく願いしたい。他にあるか。

自立生活支援課長 今年度1年間、きらりの運営管理、事業執行に関するご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。最終的に今回お示しした事業評価報告書を取りまとめさせていただくことができた。本協議会や本報告書でいただいた課題についてのご意見やご指摘を踏まえ、きらりのさらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えている。また、平成29年度も同メンバーで1年間やらせていただくので、引き続きよろしく願いしたい。

会長 これで本日全ての議題は終了した。次年度も同メンバーで、利用者の方々に軸足を置きながらも、きらり応援団として来年度以降も頑張っていきたいと思うので、どうぞよろしく願いする。

次回は5月9日午前10時から開催である。1年間どうもありがとうございました。